

令和6年4月定例会 教育長報告

◆ 4月の主な活動

- 1 日 佐野嘉則教育委員 辞令交付式（静岡庁舎）〔教育長・佐野委員〕
- 3 日 交通安全グッズ 贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 10日 令和6年度市町教育委員会教育長会（静岡県庁）〔教育長〕
- 15日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 22日 黒川彩子教育委員 辞令交付式（静岡庁舎）〔教育長・黒川委員〕
- 24日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 5月の主な予定

- 13日 静岡市PTA連絡協議会感謝状贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 16日 教育委員会定例会（静岡庁舎）〔教育長・委員〕

議案第 1 号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 5 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 期末勤勉手当の加算割合について、旧定年年齢（60歳）における定年退職日の前 3 年（58歳年度から60歳年度）の期間割増することとしていた。
定年引上げにより、定年年齢が段階的に引き上がっていくが、期末勤勉手当の加算割合については、加算の期間を従来と同様に58歳年度から60歳年度とするため、第 7 条第 3 項の規定を改めることとした。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した」を「年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 6066頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市職員の定年等に関する条例の全部改正に伴い、令和5年4月1日から職員の定年が60歳から65歳に引き上げられたが、期末勤勉手当の加算割合について、旧定年年齢（60歳）における定年退職日の前3年（58歳年度から60歳年度）の期間割増することとしていた。定年引上げにより、定年年齢が段階的に引き上がっていくが、期末勤勉手当の加算割合については、加算の期間を従来と同様に58歳年度から60歳年度とするため、所要の改正を行う。
4 施行期日	公布の日
5 制定改廃の概要	静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した」を「年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある」に改める。（第7条関係）
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	・静岡市職員の定年等に関する条例 ・静岡市教育職員の給与に関する条例 ・静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
8 予算措置等特記事項	

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則 （期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第7条 略 2 略 3 別表第3に掲げる職員のうち、加算割合が100分の10及び100分の5とされる者で、<u>静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した</u>ものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が他の職員との権衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより加算することができる。	○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則 （期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合） 第7条 略 2 略 3 別表第3に掲げる職員のうち、加算割合が100分の10及び100分の5とされる者で、<u>年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある</u>ものに対する同表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の15」と、「100分の5」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が他の職員との権衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより加算することができる。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>
<u>新設</u>	

議案第 2 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 5 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 期末勤勉手当の加算割合について、旧定年年齢（60歳）における定年退職日の前 3 年（58歳年度から60歳年度）の期間割増することとしていた。
定年引上げにより、定年年齢が段階的に引き上がっていくが、期末勤勉手当の加算割合については、加算の期間を従来と同様に58歳年度から60歳年度とするため、第 8 条第 3 項の規定を改めることとした。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した」を「年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 6107頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	☐ 制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市職員の定年等に関する条例の全部改正に伴い、令和5年4月1日から職員の定年が60歳から65歳に引き上げられたが、期末勤勉手当の加算割合について、旧定年年齢（60歳）における定年退職日の前3年（58歳年度から60歳年度）の期間割増することとしていた。定年引上げにより、定年年齢が段階的に引き上がっていくが、期末勤勉手当の加算割合については、加算の期間を従来と同様に58歳年度から60歳年度とするため、所要の改正を行う。
4 施行期日	公布の日
5 制定改廃の概要	「静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）第2条に規定する定年退職日の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した」を「年齢60年に達した日以後における最初の3月31日の翌日の前3年の間にある」に改める。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	・静岡市職員の定年等に関する条例 ・静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則 ・静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
8 予算措置等特記事項	

議案第3号

令和7年度使用 静岡市教科用図書採択の基本方針について

令和7年度使用 静岡市教科用図書採択の基本方針を、次のとおり策定する。

令和6年4月15日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和7年度から使用する静岡市立中学校教科用図書の採択基本方針を策定しようとするものである。

令和7年度使用静岡市教科用図書の採択の基本方針（案）

1 趣旨

静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条、第14条、第16条、第17条に基づき、令和7年度から静岡市立の中学校で使用する教科用図書採択を行うため、次のとおり方針を定める。

2 採択の基本原則

- （1）採択は、教育基本法（平成18年法律第120号）、文部科学省が定めた中学校学習指導要領（平成29年3月告示以下「学習指導要領」という。）、第3期静岡市教育振興基本計画（令和5年3月静岡市教育委員会策定）の趣旨を踏まえるとともに、静岡県教育委員会が定める「令和7年度用教科用図書の採択指導の基本方針等について」を受けて行うものとする。
- （2）採択に当たっての教科用図書の調査研究は、「教科用図書編修趣意書」及び静岡県教育委員会が行う教科用図書の調査研究等の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて行うものとする。
- （3）採択は、静岡市における学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して行うものとする。
- （4）教育委員会は、採択事務の円滑な遂行に支障がない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由その他採択に係る情報について、積極的な公開に努めるものとする。
- （5）教育委員会は、教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

3 教科用図書採択の流れ

令和6年度は、中学校で使用する教科用図書採択のための静岡地区教科用図書検討委員会を設置するものとする。

以下に教科用図書採択の手順を示す。

- ① 教育委員会は、中学校で使用する教科用図書の採択候補者を選定するため、諮問機関として静岡地区教科用図書検討委員会を設置する。
- ② 教育委員会は、静岡市における学校、児童生徒、地域等の特性と、生徒の目線を踏まえて、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点で採択候補者を選定するよう、静岡地区教科用図書検討委員会に諮問する。
- ③ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会に、教科用図書の調査研究を依頼する。
- ④ 静岡地区教科用図書研究委員会は、教育委員会が示した調査研究の観点をもとに教科用図書の調査研究を行い、その結果を静岡地区教科用図書検討委員会に報告する。
- ⑤ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会の報告を踏まえ、静岡市におけ

る学校、児童生徒、地域等の特性と、児童生徒の目線を考慮し、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点から、採択候補者を複数選定し、教育委員会に答申する。

⑥ 教育委員会は、静岡地区教科用図書検討委員会答申をもとに審議し、投票によって1者を採択する。

4 教科用図書調査研究の観点

教育委員会は、静岡県教育委員会の教科用図書採択基準を踏まえ、以下を調査研究の観点として示す。

(1) 内容

ア 学習指導要領の各教科の目標、各学年の目標・内容・指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに照らし、適切な内容が精選され、取り上げられている。

イ 各学年の目標・内容の取扱いにおいて、学習指導要領の内容を、児童生徒が確実に身に付けていくために配慮されている。

ウ 知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性の三つの力をバランスよく育む内容になっている。

(2) 組織・配列・分量

ア 教材は、系統的・発展的に組織され、他教材・他学年・他教科との関連が考慮されている。

イ 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、学んだことを生かそうとする学びに向かう力、人間性などを育む学習が適切に組み込まれている。

ウ 全体の分量及び各領域の分量、配分は、標準授業時数に照らし、無理なく指導できるよう配慮されている。

(3) 児童生徒への配慮

ア 児童生徒の心身の発達段階に適応し十分な理解を図ることができるものになっている。

イ 児童生徒の生活経験や興味・関心に対する配慮がされている。

ウ 家庭学習に主体的に取り組めるように配慮されている。

静岡県教育委員会の教科用図書採択基準

- 1 教科の主たる教材としての内容を具備し、その内容が学習指導要領の教科の目標を達成するために適切であること。
- 2 内容の組織・配列・分量が、児童生徒の学習にとって適切であること。
- 3 児童生徒、学校、地域等の特性や実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即していること。

参考資料

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

（教科用図書の採択）

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 （略）

4 （略）

5 （略）

6 （略）

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（指定都市に関する特例）

第16条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市教育委員会は、第十条の規定によって都道府県教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

（政令への委任）

第17条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を

除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 （略）

義務教育書学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）

（同一教科用図書の採択の特例）

第6条 法第14条の規定により種目毎に同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 （略）

二 （略）

三 （略）

四 （略）

五 （略）

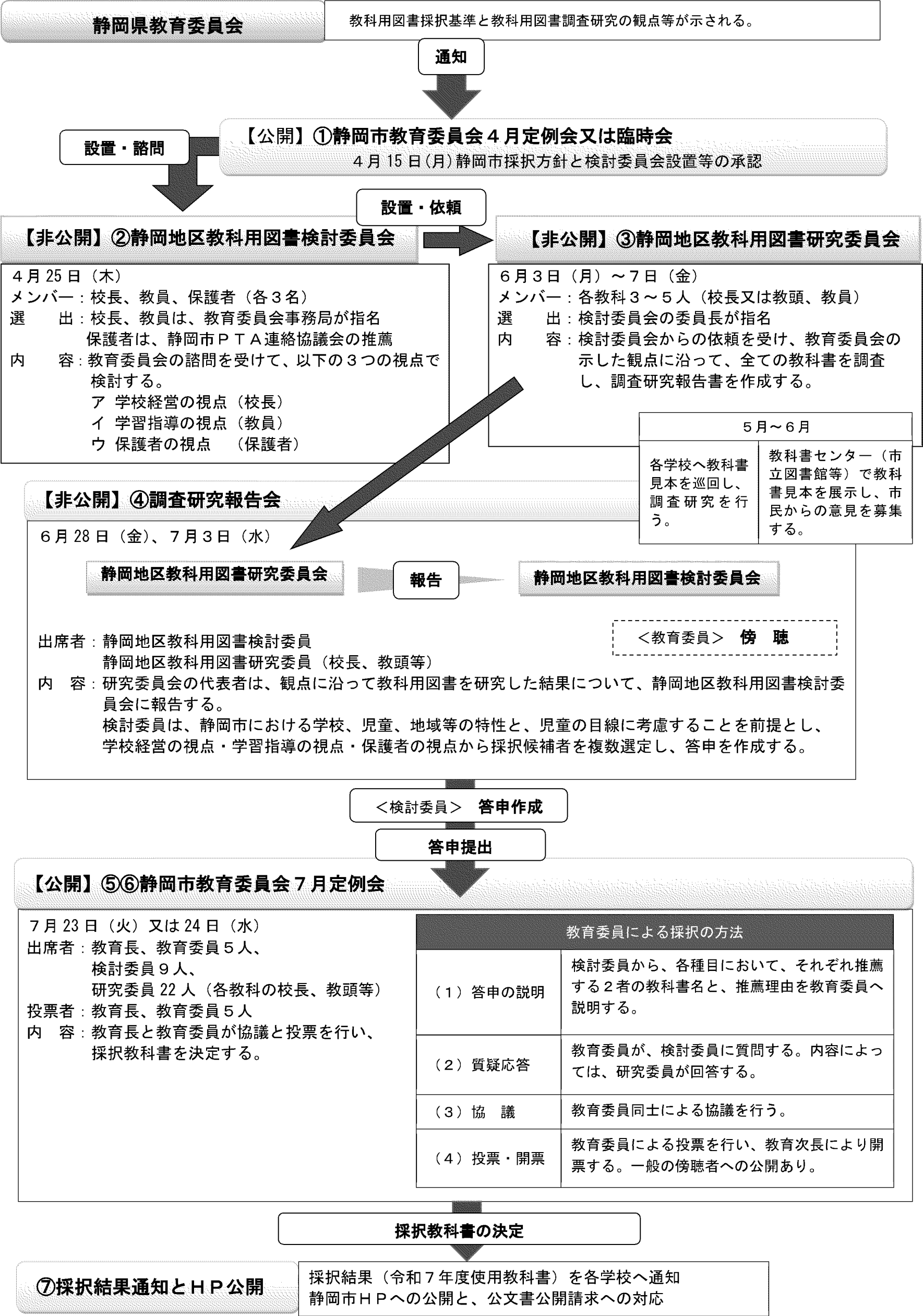
静岡市が目指す子どもの姿（第3期静岡市教育振興基本計画より）

『たくましく しなやかな子どもたち』

～具体的な姿の例～

- （1）知識・技能のほか、柔軟に対応できる総合的な学力、豊かな心・感性、健やかな体を備えた子どもたち
- （2）いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、主体的に行動することができる子どもたち
- （3）困難なことがあっても、チャレンジ精神を持ち、粘り強く立ち向かう力を発揮する子どもたち
- （4）自分の良さや可能性を認識しつつ、夢や希望に向かって努力し、豊かな未来を切り拓いていく子どもたち
- （5）多様な視点で物事を捉え、他人の考えを尊重し、協力し合いながら問題解決ができる子どもたち
- （6）静岡市民として、地域社会や世界で活躍するグローバルな視野・視点を持った子どもたち

令和7年度使用 静岡市立の中学校教科用図書の採択までの流れ（案）



資料③- 1

静岡地区教科用図書検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡地区の義務教育諸学校における教科用図書の採択に関し、必要な検討を行うため、静岡地区教科用図書検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、静岡地区の義務教育諸学校における教科用図書の採択に必要な検討に関することとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡地区内の公立学校の校長を代表する者

(2) 静岡地区内の公立学校の主幹教諭及び教諭を代表する者

(3) 静岡市 PTA 連絡協議会の役員を代表する者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、検討委員会の委員長、副委員長及び委員になることはできない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 委員長は、検討委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、そ

の意見又は説明を聴くことができる。

(静岡地区教科用図書研究委員会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項について、必要な資料の収集及び整理その他の作業をさせるため、検討委員会に静岡地区教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

2 研究委員会は、委員長が、静岡地区内の公立学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭の職にある者のうちから指名する者をもって組織する。

3 研究委員会には、必要に応じて、国語・書写部会、社会・地図部会、算数・数学部会、理科部会、生活部会、音楽部会、図画工作・美術部会、保健・保健体育部会、技術部会、家庭部会、英語部会及び道徳部会を置く。

4 前項の各部会には部会長を置き、部会長には、静岡地区内の公立学校の校長の職にある委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の会議の議長となる。

6 第3条第3項及び第4条の規定は、研究委員会の委員について準用する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、静岡市教育委員会事務局教育局学校教育課において処理する。

(謝金)

第9条 第3条第2項第3号に掲げる委員には、謝金を支給する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

資料③- 2

静岡地区教科用図書研究委員会設置運営要領

(設置)

第1条 静岡地区教科用図書検討委員会設置要綱第7条の規定により、静岡地区教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究委員会の所掌事項は、静岡市教育委員会が示した研究の調査観点をもとに教科用図書の調査研究を行い、その結果を静岡地区教科用図書検討委員会（以下「検討委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 研究委員会は、静岡地区内の公立学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭の職にある者のうちから、検討委員会の委員長が指名する者をもって組織する。

2 研究委員会には、必要に応じて、国語・書写部会、社会・地図部会、算数・数学部会、理科部会、生活部会、音楽部会、図画工作・美術部会、保健・保健体育部会、技術部会、家庭部会、英語部会及び道徳部会を置く。

3 各部会長には、研究委員会委員のうちから、検討委員会の委員長が指名する者をもって充てる。

4 教科書の著作、発行等に関して利害関係のある者は研究委員となることはできない。

5 研究委員は、公正な態度で調査・研究に当たり、教科書発行者その他特定の者の利益又は不利益になるような行為はしてはならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 研究委員会の各部会には、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、静岡地区内の公立学校の校長の職にある者を充て、副部会長は、静岡地区内の公立学校の校長、教頭、主幹教諭、又は教諭にある者を充てる。

(会議)

第6条 研究委員会の会議は、検討委員会が招集する。

(庶務)

第7条 研究委員会の庶務は、静岡市教育委員会事務局教育局学校教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会の委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

資料③-3

令和7年度使用 静岡市立の中学校教科用図書の採択事務の日程



令和7年度使用教科用図書の採択指導の基本方針等について

1 採択指導の基本方針

(1) 義務教育諸学校用教科用図書の採択について

中学校用教科用図書は、令和6年度文部科学省発行のそれぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択する。

(2) 中学校用教科用図書の採択について

無償措置法第13条及び第14条並びに同法施行令第15条の規定により、以下の諸点に留意し、採択替えを行う。

ア 十分な調査研究の実施

文部科学省作成の「教科書編修趣意書」及び県教育委員会作成の「教科書調査研究報告書」を活用するとともに、各採択地区において「教科書調査研究報告書」を作成し、十分な調査研究を行った上で採択する。

イ 公正かつ適正な採択

静ひつな採択環境を確保し、教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の責任において公正かつ適正な採択を行う。

ウ 採択に関する情報公開

各自治体の情報公開条例等に基づき、適切に対応する。

(3) 一般図書（特別支援学校・学級用）について

無償措置法第13条及び第14条並びに同法施行令第15条の規定により、県教育委員会が調査研究のうえ選定した令和6・7年度用選定一般図書の中から、児童生徒の実態に合い、教育目標達成上適切なものを採択する。

(4) 教科書展示会について

ア 国が定める法定展示会以外に、特別展示会を設け、告示して広く県民に周知する。

イ 教科書センターに「意見箱」を設置し、閲覧者の意見等を得、参考とする。

2 県立学校（県立特別支援学校の小学部・中学部、県立高等学校中等部、県立ふじのくに中学校）の採択基本方針

(1) 県立学校の教科用図書の採択は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定により、県教育委員会がこれを行う。

(2) 県教育委員会は、無償措置法第13条及び第14条並びに同法施行令第15条の規定により、中学校用教科用図書については、校長からの採択希望教科書の内申を受けて検討して採択する。

3 採択基準

(1) 教科の主たる教材としての内容を具備し、その内容が学習指導要領の教科の目標を達成するために適切であること。

(2) 内容の組織・配列・分量が、児童生徒の学習にとって適切であること。

(3) 児童生徒、学校、地域等の特性や実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即していること。

【参 考】

〔無償措置法 第13条〕

第1項

都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第2項

都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

第3項

公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村教育委員会又は都道府県教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

第4項

第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。)を設けなければならない。

第5項

前項の場合において、当該採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第6項

第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

〔無償措置法 第14条 第1項〕

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

〔無償措置法施行令 第15条 第1項〕

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条 第6号〕

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

資料③- 5

令和3～6年度使用 静岡市立の中学校用 教科用図書

種目	発行者	教科書名
国 語	三省堂	現代の国語
書 写	光村図書	中学書写
地 理	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
歴 史	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
公 民	教育出版	中学社会 公民 ともに生きる
地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	啓林館	未来へひろがる数学
理 科	啓林館	未来へひろがるサイエンス

種目	発行者	教科書名
音 楽 一 般	教育芸術社	中学生の音楽
音 楽 器 楽	教育出版	中学器楽 音楽のおくりもの
美 術	光村図書	美術
保 健 体 育	大日本図書	中学校保健体育
技 術 分 野	開隆堂	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
家 庭 分 野	開隆堂	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生
外国語	光村図書	Here We Go!
道 徳	東京書籍	新しい道徳

議案第4号

専決処分の報告及びその承認について（静岡市浜石野外センター条例施行規則の廃止について）

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、静岡市浜石野外センター条例施行規則の廃止について専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年4月15日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

（子ども未来局青少年育成課）

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 内 容 | 別紙のとおり |
| 2 | 提案理由 | 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃においては、規則第2条の規定により教育委員会の事務とされているが、特に緊急を要するため教育委員会を招集する時間的余裕がないことから、規則第6条第1項の規定に基づき専決したため、同条第2項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものである。 |

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市浜石野外センター条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市浜石野外センター条例施行規則を廃止する規則

静岡市浜石野外センター条例施行規則（平成20年静岡市教育委員会規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市例規集 3 巻 6273 頁

例規概要説明書（子ども未来局青少年育成課）

1 例規の名称	静岡市浜石野外センター条例施行規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	☐ 制定 ☐ 一部改正 ☐ 全部改正 ☒ 廃止
3 制定改廃の理由	静岡市浜石野外センター条例の廃止に伴い、静岡市浜石野外センター条例施行規則を廃止する。
4 施行期日	令和6年4月1日
5 制定改廃の概要	静岡市浜石野外センター条例施行規則の廃止
6 法的な検討事項	なし
7 関係する法令・条例等	(1) 静岡市浜石野外センター条例 (2) 静岡市事務分掌規則 (3) 静岡市会計規則 (4) 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則 (5) 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (6) 地方自治法施行令第158条第1項の規定による再入金の徴収又は収納の事務の委託
8 予算措置等 特記事項	